

## 世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

7 世高福第 1 4 3 8 号

### (通則)

第 1 条 区内における介護サービスの担い手の裾野を広げることで、介護人材不足の解消を支援するため世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例（平成6年9月世田谷区条例第36号）並びに社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「社福施行規則」という。）、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成6年9月規則第108号。以下「事業団施行規則」という。）及び世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付)

第 2 条 補助金は、別表に掲げる施設及びサービスに係る事業所に勤務する介護事業者の短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス（以下「スポットワーク仲介サービス」という。）を活用した場合に交付する。

### (対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、区内において別表に掲げる施設及びサービスに係る事業所を運営する者とする。

### (補助対象経費及び交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、令和8年6月1日から令和9年2月28日までの期間において、スポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として、支払った手数料とする。ただし、補助対象経費は、1法人当たり300,000円を上限とする。

2 補助金の交付の対象となる法人が、前項に要する経費について、国若しくは東京都の助成金又はこれらに類するもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けるときは、当該補助金等の額を当該手数料の支出額から控除するものとする。

3 交通費、消費税額、地方消費税額及び振込手数料は、補助対象経費から除くものとする。

4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする事業所を運営する者に、世田谷区介護事業者ネットワーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して申請をさせなければならない。

- (1) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
  - (2) 申請をした法人が営む事業を確認することができる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類
- (交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときはその旨及びこれに付けた条件を、不交付を決定したときはその旨を、それぞれ世田谷区介護事業者ネットワーク支援事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により速やかに当該申請をした法人に通知しなければならない。

2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助法人」という。）次の各号のいずれかに該当する場合は、事業完了月の初日までに、あらかじめ世田谷区介護事業者ネットワーク支援事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区介護事業者ネットワーク支援事業変更・中止・廃止承認書（第4号様式）により当該申請をした者へ通知しなければならない。

(事故報告)

第8条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助法人にその状況を世田谷区介護事業者ネットワーク支援事業補助事業事故報告書（第5号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助法人に対して書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、補助法人に補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助法人が提出する報告書等により、当該補助法人の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助法人に対して世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業遂行命令通知書（第6号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助法人が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助法人に世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業停止命令通知書（第7号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

(実績報告)

第11条 区長は、補助金交付事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から14日以内に、補助法人に世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金対象経費明細書（第8号の2様式）及びスポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳がわかる書類の写し、スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し、スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写しその他区長が必要と認める書類を添付し、提出させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けた場合において、当該報告の内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための措置をとるべきことを、補助法人に対して世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助事業是正命令通知書（第9号様式）により

命じるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による命令により補助法人が必要な措置をした場合は、当該補助法人にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第13条 区長は、前2条の規定による実績報告書を受領し、その内容が補助金交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付額確定通知書(第10号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、補助法人に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による通知をしたときは、交付額確定通知書に記載する日までに、当該補助法人に関係書類を添えた世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を提出させるものとする。

- 3 区長は、請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求書を提出した補助法人に確定した額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、この要綱の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該補助法人に世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式。次条において「取消通知書」という。)によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助法人に対して命じなければならない。

- 2 前項の規定は、区長が第7条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助法人にその命令に係る補助

金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助法人がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。  
(違約加算金の計算)

第17条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規定に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助法人が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(会計帳簿等)

第20条 区長は、補助法人に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書（第1号様式）
第6条第1項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
第10条第1項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業遂行命令通知書（第6号様式）	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書（別記第5号様式）
第10条第2項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業停止命令通知書（第7号様式）	施行規則に規定する助成事業停止命令通知書（別記第6号様式）
第11条第1項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）	施行規則に規定する補助事業実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）
第14条第2項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式。次条において「取消通知書」という。）	施行規則に規定する助成決定取消通知書（別記第8号様式。次条において「取消通知書」という。）

3 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）	事業団施行規則に規定する補助金交付申請書（第1号様式）
第6条第1項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）	事業団施行規則に規定する補助金交付決定通知書（第3号様式）又は補助金交付申請却下通知書（第5号様式）
第11条第1項	世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例第7条各号に掲げる書類
第14条第	世田谷区介護事業者スポットワーク支援	事業団施行規則に規定する助成決定取消

2項	事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式。次条において「取消通知書」という。）	通知書兼補助金等返還命令書（第7号様式）
----	--	----------------------

別表（第3条関係）

区分	運営する介護サービスの種類
介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
指定地域密着型サービス (介護予防を含む。)	認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護
	(看護) 小規模多機能型居宅介護
指定居宅サービス (介護予防を含む。)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
居宅介護支援	居宅介護支援